

事務ガイドライン(抄)

3. 貸金業関係

現 行	改 正 案
3 貸金業関係 3-2 業務関係 貸金業者に対する貸金業法第2章の規定に係る監督に当たっては、次により取り扱うものとする。 <u>3-2-10 出資法第5条第7項について</u> <u>出資法第5条第7項の規定により利息とみなされるものは、名目のいかんを問わず、「金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭」であることから、契約の締結及び債務の弁済の費用である収入印紙代や振込手数料等を貸金業者が債務者から受領した場合にはこれらも利息とみなされるものに含まれることはもちろんであるが、保証会社に支払われる保証料や司法書士又は公証人に支払われる書類作成費用等を貸金業者が代理受領した場合には、右金銭も出資法第5条第7項の「みなし利息」に含まれるので留意すること。</u> 3-2-11 日賦貸金業者の監督 <u>上記のほか、日賦貸金業者の監督に当たっては、日賦貸金業者は他の貸金業者に比して債権の回収にコストがかかることなどを考慮して出資法の上限金利の特例が認められているという趣旨に鑑み、また、資金需要者等の利益の保護等を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。</u> (新設)	(削除) 3-2-11 日賦貸金業者の監督 <u>貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行(以下「完全施行」という)前の出資法(以下「旧出資法」という)に規定する日賦貸金業者(以下「日賦貸金業者」という)であって引き続き日賦貸金業者として業を営む者の監督に当たっては、日賦貸金業者が他の貸金業者に比して債権の回収にコストがかかることなどを考慮して、旧出資法において上限金利の特例が認められていたという趣旨に鑑み、また、資金需要者等の利益の保護等を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。</u> (1) <u>旧出資法附則第8項において、日賦貸金業者には、旧出資法第5条第2項に規定する上限金利の特例が認められ、完全施行後、日賦貸金業者が、完全施行前にした利息の契約に基づいて、旧出資法に基づく上限金利の特例による金利(以下、特例金利という)に基づき利息を受領又は要求する場合には、改正貸金業法附則第31条第2項において経過措置が設けられており、完全施行後に特例金利に基づき利息を要求又は受領しても刑事罰</u>

事務ガイドライン(抄)

3. 貸金業関係

現 行	改 正 案
(1) 出資法附則第9項第1号において、日賦貸金業者の貸付けの相手方が主として営む業種は、物品販売業、物品製造業、サービス業に限られているが、業種の判断については、原則として、日本標準産業分類表を参考とすること。 例えば、日賦貸金業者が、建設業者、不動産業者、サラリーマン、主婦等に貸し付けることは、出資法違反となること。 (2) (3) 出資法附則第9項第2号において、返済期間は100日以上と定められているが、当初の契約における返済期間が100日以上であったとしても、日賦貸金業者側が貸付けの相手方に債務の借換えをさせたり、正当な理由なく期限の利益を喪失させるなどして繰上弁済をさせるなどにより、事後的に返済期間が100日未満となっている場合には、出資法違反となる場合があること。 (4) 出資法附則第9項第3号において、日賦貸金業者は返済期間の100分の50以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において自ら集金するよう定められているが、取立て日数の割合の算定に当たっては、貸付けの相手方が貸金業者の営業所に自ら返済金を持参し、それを受領したとしても取立て日数には算入されず、実際に相手方に訪問した日数のみを算入するものであること。 なお、日賦貸金業者が集金のため相手方に訪問したものの集金できなかった場合には、帳簿等に訪問日時が記載されているなど、集金のために訪問したことが客観的に明らかになっている場合に限り、取立て日数に算入するものであること。 また、土・日・祝祭日など日賦貸金業者又は債務者の休日であっても、相手方に集金のため訪問しなかった場合には取立て日数の割合の算定には考慮されないこと。 (5) 数日分の返済金をまとめて前受けした場合、受領した金銭のうち1日当たり0.15%の割合により算出された出資法上の上限利息を超え	<u>の対象とはならない。この場合、日賦貸金業者が、引き続き特例金利に基づく利息を受領又は要求するには、旧出資法附則第9項及び第10項に規定する業務の方法（以下「日賦の方法」という。）により貸金業を行うことが必要であること。</u> (2) 旧出資法附則第9項第1号において、日賦貸金業者の貸付けの相手方が主として営む業種は、物品販売業、物品製造業、サービス業に限られているが、業種の判断については、原則として、日本標準産業分類表を参考とすること。 例えば、日賦貸金業者が、建設業者、不動産業者、サラリーマン、主婦等に貸し付けることは、出資法違反となること。 (3) (4) 旧出資法附則第9項第2号において、返済期間は100日以上と定められているが、当初の契約における返済期間が100日以上であったとしても、日賦貸金業者側が貸付けの相手方に債務の借換えをさせたり、正当な理由なく期限の利益を喪失させるなどして繰上弁済をさせるなどにより、事後的に返済期間が100日未満となっている場合には、出資法違反となる場合があること。 (5) 旧出資法附則第9項第3号において、日賦貸金業者は返済期間の100分の50以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において自ら集金するよう定められているが、取立て日数の割合の算定に当たっては、貸付けの相手方が貸金業者の営業所に自ら返済金を持参し、それを受領したとしても取立て日数には算入されず、実際に相手方に訪問した日数のみを算入するものであること。 なお、日賦貸金業者が集金のため相手方に訪問したものの集金できなかった場合には、帳簿等に訪問日時が記載されているなど、集金のために訪問したことが客観的に明らかになっている場合に限り、取立て日数に算入するものであること。 また、土・日・祝祭日など日賦貸金業者又は債務者の休日であっても、相手方に集金のため訪問しなかった場合には取立て日数の割合の算定には考慮されないこと。 (6) 数日分の返済金をまとめて前受けした場合、受領した金銭のうち1日当たり0.15%の割合により算出された旧出資法上の上限利息を超えた部

事務ガイドライン(抄)

3. 貸金業関係

現 行	改 正 案
た部分を元本に充当せず、利息として受領した場合には、受領時点において出資法違反（高金利）となること。 <u>(6)</u> <u>(新設)</u>	分を元本に充当せず、利息として受領した場合には、受領時点において出資法違反（高金利）となること。 <u>(7)</u> <u>(8) 日賦貸金業者が、完全施行後、新たな貸付けを行う場合、日賦の方法であっても、当該貸付けに係る利息は貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「貸金業法」という。）第12条の8が適用されること。</u> <u>(注)</u> 1. <u>日賦貸金業者が完全施行後廃業し、新たな貸付けを行わず債権の回収のみを行う場合であっても、引き続き特例金利に基づく利息を受領又は要求する場合には、日賦の方法によらなければならない、上記(1)から(7)に留意する必要がある。</u> 2. <u>貸金業法第8条に基づく登録変更の届出により、日賦貸金業者から日賦貸金業者以外の貸金業者への変更は可能であるが、この場合、完全施行前にした利息の契約に基づいて、特例金利に基づき利息の受領又は要求することは、出資法違反（高金利）となる。</u> <u>(参考)旧出資法附則(抜粋)</u> <u>(日賦貸金業者についての特例)</u> 8 <u>日賦貸金業者が業として行う金銭の貸付けにおける利息の契約の締結又はこれに基づく利息の受領についての改正後の法第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「29.2パーセント」とあるのは、「54.75パーセント」と、「29.28パーセント」とあるのは、「54.9パーセント」と、「0.08パーセント」とあるのは、「0.15パーセント」と読み替えるものとし、附則第二項及び第三項の規定は、適用しない。</u> 9 <u>前項に規定する日賦貸金業者とは、貸金業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する貸金業者であつて、次の各号に該当する業務の方法による貸金業のみを行うものをいう。</u> 一 <u>主として物品販売業、物品製造業、サービス業を営む者で、内閣府令で定める小規模のものを貸付けの相手方とすること。</u>

事務ガイドライン(抄)

3. 貸金業関係

現 行	改 正 案
	<u>二 返済期間が百日以上であること。</u> <u>三 返済金を返済期間の百分の五十以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において貸金業者が自ら集金する方法により取り立てること。</u> <u>10 日賦貸金業者は、前項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営んではない。</u>